

評価換地委員会規程

評価換地委員会規程

第 1 条 評価換地委員会（以下「委員会」という。）の職務は、他の規程によるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 委員会は、委員 4 名をもって組織する。

2 委員は、理事会が選任したものがあたる。

3 委員長は、委員の互選とする。

第 3 条 委員の任期は 4 年とする。ただし、再選は妨げない。

2 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第 4 条 委員会は、委員長がこれを召集する。

2 委員長が委員会を招集するときは、あらかじめ理事長に通知しなければならない。

第 5 条 委員会の議長には、委員長がこれにあたる。

第 6 条 委員会は、損失補償、一時利用地並びに換地計画等を適正かつ能率的に計画実施するため次の事項について理事会の諮問に答申し、又は委任された事項を議決して理事長に報告するものとする。

- (1) 一時利用指定地案及びその使用開始の指定案に関すること
- (2) 一時利用地の指定による収益差額の徴収及び補償案に関すること。
- (3) 換地計画案に関すること。
- (4) 土地（従前の土地、換地の土地）価額及び賃貸料評定に関すること。
- (5) 物件（建物、立木、その他）価額及び賃貸料評定に関すること。
- (6) 所有権以外の権利価格の評定に関すること。
- (7) その他の事項

第 7 条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、委員として委員会議決に加わる権利を有しない。

第 8 条 理事長、副理事長及び職員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じて職員その他の者の出席を求め意見を徴することができる。

第 9 条 委員には、費用弁償を支給する。

第 10 条 委員長は、委員会で定める事項のほか、常例に属する軽易な事項を専決処理することができる。

付 則

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から適用する。